

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 3 月 18 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 5 の 10 中「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

第 14 条中「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

第 18 条第 1 項第 2 号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第 3 号中「350,000 円」を「450,000 円」に改め、同条第 4 項中「140,000 円」を「160,000 円」に改め、同条第 5 項中「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年3月18日提出

大津市長 越 直 美

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)」を削り、同項第7号中「65歳に達した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していないもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 65歳に達した日の属する月の末日を経過し70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者

イ 70歳に達する日の属する月の末日を経過した者（平成26年4月1日前に70歳に達した者を除く。）

第3条第1項第2号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第7号イ」に改め、「健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による」を削り、「高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」を「同法第78条第4項の規定により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額」に、「一部負担金相当額」を「後期高齢者の一部負担金相当額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第2条第1項第7号アの対象者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金（医療に関する給付が同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）である場合にあっては、同条第4項の規定により算定した費用の額に同号に定める割合を乗じて得た額）に相当する額（以下「前期高齢者の一部負担金相当額」という。）

第7条中「同項第7号」を「同項第7号ア」に、「一部負担金相当額」を「前期高齢者の一部負担金相当額を、同号イの対象者にあっては後期高齢者の一部負担金相当額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大津市医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- 3 施行日前に65歳に達した者であって、この条例による改正前の大津市医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第7号の規定に該当するものに係る医療費の支給については、その者が70歳に達する日の属する月の末日を経過するまでの間、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達したことにより旧条例第2条第1項第7号の対象者でなくなった受給者（旧条例第4条第2項に規定する受給者をいう。）は、70歳に達した日の属する月の翌月の初日から同年7月31日までの間に保険医療機関等（同項に規定する保険医療機関等をいう。次項において同じ。）で受けた医療について医療費の支給を受けることができる。
- 5 市長は、前項の規定の適用を受ける者が保険医療機関等で医療を受け、新条例第3条第1項に規定する医療保険各法による負担額を支払った後に、その者の申請に基づき、その者に対し、医療費を支給するものとし、その額は当該負担額から同項第3号に規定する後期高齢者の一部負担金相当額を控除した額とする。

（大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の改正規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第8号」に改めるを「第2条第1項第7号ア」を「第2条第1項第8号ア」に改め、同項第3号中「第2条第1項第7号イ」を「第2条第1項第8号イ」に改める」に改める。

第7条の改正規定中「同項第7号」を「同項第7号ア」に、「同項第8号」を「同項第8号ア」に改める。

大津市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年3月18日提出

大津市長 越 直 美

大津市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉医療費助成条例（昭和57年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「満65歳の誕生日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から満70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない」を削り、「その者、」を「次の各号のいずれかに該当するもの（その者、」に、「ものとする」を「ものに限る。）とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 65歳に達した日の属する月の末日を経過し70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者
- (2) 70歳に達する日の属する月の末日を経過した者（平成26年4月1日前に70歳に達した者を除く。）

第3条第1項を次のように改める。

老人福祉医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額のうち、被保険者等負担額（当該対象者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。）から次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額について行うものとする。

- (1) 前条第1号の対象者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金（医療に関する給付が同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定

訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）である場合にあっては、同条第４項の規定により算定した費用の額に同号に定める割合を乗じて得た額）に相当する額（以下「前期高齢者の一部負担金相当額」という。）

- (2) 前条第２号の対象者 当該対象者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者医療の被保険者（以下「後期高齢者医療受給対象者」という。）であるとした場合に同法第６７条第１項の規定により支払うこととなる一部負担金（医療に関する給付が指定訪問看護である場合にあっては、当該対象者が後期高齢者医療受給対象者であるとした場合に支払うこととなる同法第７８条第４項の規定により算定した費用の額に同法第６７条第１項第１号に定める割合を乗じて得た額）に相当する額（以下「後期高齢者の一部負担金相当額」という。）

第６条を次のように改める。

（一部負担金相当額の支払方法）

第６条 受給者は、保険医療機関等で医療を受けたときは、第２条第１号の対象者にあっては前期高齢者の一部負担金相当額を、同条第２号の対象者にあっては後期高齢者の一部負担金相当額を、それぞれ当該保険医療機関等に支払うものとする。

第７条中「翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「初日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年８月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の大津市老人福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- ３ 施行日前に６５歳に達した者であって、この条例による改正前の大津市老人福祉医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第２条の規定に該当するものに係る老人福祉医療費の助成については、その者が７０歳に達する日の属する月の末日を経過するまでの間、なお従前の例による。
- ４ 平成２６年４月１日から同年６月３０日までの間に７０歳に達したことにより旧条例第２条の対象者でなくなった受給者（旧条例第４条第２項に規定する受給者をいう。）は、７０歳に

達した日の属する月の翌月の初日から同年7月31日までの間に保険医療機関等（同項に規定する保険医療機関等をいう。次項において同じ。）で受けた医療について老人福祉医療費の助成を受けることができる。

- 5 市長は、前項の規定の適用を受ける者が保険医療機関等で医療を受け、新条例第3条第1項に規定する被保険者等負担額を支払った後に、その者又はその者の扶養義務者の申請に基づき、これらの者に対し、老人福祉医療費の助成をするものとし、その額は当該負担額から同項第2号に規定する後期高齢者の一部負担金相当額を控除した額とする。